

令和4年9月1日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

生活安全部長

少年育成支援官運用要領の改正について（通達）

この度、三重県少年警察活動に関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第1号）の一部改正に伴い、「少年育成支援官運用要領」（令和4年7月1日付け少発第271号（以下「旧通達」という。）別添）を別添のとおり改正し、令和4年9月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

少年育成支援官運用要領

1 目的

この要領は、三重県少年警察活動に関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）第3条第4項の規定に基づき、少年育成支援官の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

2 活動内容等

(1) 活動内容及び活動要領

少年育成支援官は、次に掲げる活動に従事するものとする。

ア 少年相談

少年に関する電話相談・面接相談を受理したときは、相談者の立場に立って懇切に対応し、必要により、非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携を図りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じる。

イ 継続補導

保護者等の依頼があったとき、又は少年の非行の防止上特に必要があると認めるときは、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで引き続き注意、助言、指導等を行う。また、継続補導に当たっては、少年やその保護者等の日常生活の支障とならないよう招致面接指導のほか家庭訪問による指導等適宜な方法で実施し、さらに、必要により学校、職場等と緊密な連絡・連携を保持するなどして、その効果的な実施に努める。

ウ 被害少年に対する継続的支援

少年相談や事件処理等を通じて、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で精神的ダメージの克服等のため支援が必要と認められるものを把握したときは、当該少年に対し、保護者等の協力を得るとともに、必要により部内外の専門家の助言・指導を受けながら、継続的なカウンセリング等を実施し、その立ち直りのための支援活動を行う。

エ 街頭補導

非行少年等のい集・非行が行われやすい場所・時間を重点に、警察官、ボランティア等と連携を図りながら、一斉街頭補導を中心に効果的かつ計画的な実施に努める。また、積極的な声掛け等により、非行少年等の早期発見に努め、

発見・補導した場合には、少年の特性に配慮しながら、少年やその保護者等に必要な注意・助言を行う。

オ 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理

触法・ぐ犯・不良行為少年事案を取り扱う場合には、必要により家庭裁判所、児童相談所等への送致又は通告その他の処理手続きを行うとともに、当該事案に係る少年やその保護者等に再非行防止のために必要な注意・助言を行う。

カ 家出少年への対応

家出少年に関する相談等を受理したときは、「行方不明者発見活動に関する規則の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和3年2月24日付け人発第50号）等に基づき組織的な対応を図る。また、家出少年を発見した際には、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校・職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行う。

キ 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応

要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じ、児童相談所に通告するほか、学校・保健所を始めとする関係機関等と共に少年サポートチームを編成して対応するなど、少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行う。

ク 有害環境の浄化

街頭活動やサイバーパトロール等の各種警察活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業等の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者等に対する環境浄化のための指導や協力依頼、関係機関への連絡・通報等により有害環境の浄化活動を行う。

ケ 関係機関との連携

少年警察活動は、関係機関等の理解と協力を得て行うことが必要なことから、学校を始めとする関係機関等と緊密な連携を図る。

コ 広報啓発

少年の非行の防止、少年の犯罪等による被害の防止、少年相談の利用の促進等を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、地域の保護者会等、あらゆる機会を利用して効果的な広報啓発を行う。

(2) 活動重点

少年育成支援官は、(1)に掲げる活動内容のうち、ア、イ及びウの活動を優先し

て取り組むこと。その他の活動に従事する場合であっても、内部事務的な活動よりも少年等と直接接する活動に重点を置くこと。

(3) 触法・ぐ犯調査

触法少年及びぐ犯少年に係る事案の調査は、警察本部長から、少年法第6条の2第3項に規定する警察職員として指定を受けた少年育成支援官が、上司の命を受けて実施すること。

なお、少年法第6条の2第3項に規定する警察職員の指定については、少年課長が、別紙に示す教養訓練の受講状況及び少年相談、街頭補導等の少年警察活動の勤務状況、経験等を踏まえて警察本部長に上申するものとする。

3 転用の抑制

少年課長及び警察署長（以下「少年課長等」という。）は、2(2)に示す少年育成支援官の活動の重点を理解し、勤務形態、配置等について特段の配慮をすること。

なお、2(1)に示す活動以外の活動に従事させることは、やむを得ない場合を除き、極力抑制すること。

4 教養の実施

少年育成支援官がその職責を果たすためには、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術の習得が不可欠なことから、少年課長は、指名時等の教養の充実を図るとともに、少年相談等における専門的カウンセリング技術や問題解決能力を向上させるための部外教養を含む各種教養の実施に努める。また、教養の内容については、事例に基づく実践的なものを実施すること。

なお、教養に関し必要な事項は、少年課長が別に定めるものとする。

5 適任者の推薦等

(1) 推薦

所属長は、所属の一般職員のうち、少年の特性について深い知識を有し、又は大学で心理学、教育学若しくは社会学を履修した者など少年育成支援官としての適格性を有する職員を把握した場合は、少年育成支援官推薦書（様式第1）により、少年課長に推薦すること。

(2) 上申

少年課長は、(1)の推薦を受けた職員について、少年育成支援官としての指名希望を確認するとともに、職場実習等によりその適格性を確認した上、少年育成支援官指名上申書（様式第2）により、警察本部長に上申すること。

(3) 指名書の交付

少年課長は、訓令第3条第2項の規定により少年育成支援官が指名されたとき

は、指名書（様式第3）を交付するものとする。

(4) 指名の解除

少年育成支援官が人事異動その他の事由によりその職務を離れたときは、指名が解除されたものとする。

6 繰り返し取扱いのある少年への対応上の留意事項

(1) 少年が女兒の場合

継続補導や被害少年の継続的支援等の繰り返し取り扱う少年が女兒の場合は、原則、女性職員が対応すること。

(2) 保護者連絡等の確実な実施

少年課長等は、必要に応じ、担当幹部を通じて少年の保護者に連絡し、当該少年の近況について把握すること。

7 少年サポートチームの活用と関係機関との連携の強化

少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援等の活動を実施する上では、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、児童相談所、学校等の関係機関等が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームの活用が効果的であることから、その積極的な活用に努めるとともに、平素より関係機関と緊密な連絡を行うなど連携を強化すること。

8 活動についての適正な評価

少年育成支援官の活動の評価に当たっては、その活動の特質が捜査、取締りとは別の観点から少年を指導・支援する点にあることを認識し、少年相談により事件の端緒を得ることを賞揚するような基準によることなく、少年育成支援官の活動の本質に照らして、その努力度及び達成度を実質的かつ総合的に評価すること。

9 危害防止のための措置

少年育成支援官が継続補導等で少年やその保護者等に接触する場合には、受傷事故に遭遇することも考えられることから、接触する場所及び時間、活動内容等を勘案して、警察官の同伴、複数による対応等危害防止のための措置を執ること。また、街頭補導は、原則として複数で実施させ、夜間等で危害を受けるおそれのある場所・時間に実施する場合には、街頭補導を実施する場所を管轄する警察署の警察官を同行させること。

別紙

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則第1条に基づく警察職員として指定するための教養訓練内容

1 触法調査関係

(1) 専門的知識の習得のための研修

項目等	達成目標	実施方法（例）
① 低年齢少年の特性 標準研修時間 5～7時間	○乳児期から青年期までの少年の心身発達の流れについて理解させる。 ○低年齢少年が精神的に未成熟であり、可逆性に富むこと、発達の個人差が大きいこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することについて理解させる。	○児童心理学等の学識経験者等（同程度の専門的知識を有する児童相談所職員、家庭裁判所調査官及び警察職員を含む。）による講義
② 特別な事情を持つ少年の特性 標準研修時間 3～4時間	○発達障害、知的障害等の特別な事情を持つ少年の症状・特性について理解させる。 ○発達障害等の少年との面接時の留意事項について理解させる。 ○児童相談所等の対応状況等について理解させる。	○児童心理学等の学識経験者等（同程度の専門的知識を有する児童相談所職員、家庭裁判所調査官及び警察職員を含む。）による講義（事例紹介を含む。）
③ 低年齢少年の特性を踏まえた調査要領 標準研修時間 7～9時間	○触法調査に係る関係法令、制度概要、調査の実施要領等について理解させる。 ○特に低年齢少年の特性を踏まえた質問の実施要領について理解させる。 ○児童相談所等の対応状況等について理解させる。	○少年事件指導官、少年事件選別主任者等による講義（シミュレーションを含めた実技指導、事例研究を含む。） ○児童心理学等の学識経験者等（同程度の専門的知識を有する児童相談所職員、家庭裁判所調査官及び警察職員を含む。）による講義（事例紹介を含む。）

(2) その他

(1)に掲げるもののほか、触法調査に従事する者としての心構え、秘密の保全、事故防止等についての研修を実施すること。

2 ぐ犯調査関係

触法調査関係の教養訓練に加え、次に掲げる事項に関する研修を受けておくこと（標準研修時間3～4時間）

- (1) ぐ犯調査に係る関係法令、制度概要等
- (2) ぐ犯調査の実施要領
- (3) その他職務遂行に必要な知識及び技能

様式第1

少年育成支援官推薦書

年 月 日

少年課長殿

少年育成支援官に推薦する。

所 属 長

所 属			職 名		
配置年月日	年	月	日	配置年月日	年 月 日
ふりがな			昇任年月日	年	月 日
氏 名	年 月 日生	(歳)	男	職員番号	資格取得状況
			女	電話番号	運転免許 大普自() 技能検定 一般 級 サイバー検定 級 情報処理能力検定 級 その他()
				携帯電話番号	
現住所					
勤 務 歴	年 月 日	所 属		係	
適任者と認める理由					

様式第2

年 月 日	
警 察 本 部 長 殿 少 年 課 長 少年育成支援官指名上申書	
所属 氏名	職名 年 月 日生 (年 月)
採 用 年 月 日 主 任 年 月 日 係 長 年 月 日 勤 続 年 月 現 係 年 月	給与 行政職 級 号給 (円) 賞罰
平素の勤務成績	

上申の理由

指 名 書

<p>(所属、官職)</p>	<p>(氏 名)</p>
<p>少 年 育 成 支 援 官 に 指 名 す る</p>	
<p>年 月 日</p> <p>三 重 県 警 察 本 部 長</p>	